~性の在り方についての基礎知識~

◇性の4つの要素

からだの性(生物学的な性)	出生時に割り当てられた性別を基に戸籍に記載された性別
こころの性(性自認)	自分がどの性別であるか(または、ないか)の認識
好きになる性 (性的指向)	恋愛感情や性的関心の対象が、いずれの性に向かうか
表現する性(性表現)	服装や立ち居振る舞いなどで自分の性を外向きにどう表現するか

○LGBTQ

レズピアン Lesbian	女性同性愛者
رِّم ر Gay	男性同性愛者
バイセクシュアル Bisexual	両性愛者
トランスジェンダー Transgender	『からだの性』と『こころの性』が一致しない人
クェスチョニング Questioning	自分の性的指向・性自認 が定まってない人

⇔SÓĞI

『LGBTQ』が性的マイノリティーの方々を総 称するのに対し、『SOGI』は性的指向(Sexual Örientation) と性自認 (Gender Identity) の 頭文字を取ったもので、全ての人が持っている属 性(要素)を表現する言葉です。

SOGIに関する差別やハラスメントなどの課題 は、特定の人々に限られたものという捉え方では なく、社会全体が人権尊重や平等の実現という視 点で対処していく必要があるといえます。

◇性の在り方は虹色

性の在り方は『男』『女』と単純に2つに分けられるものではなく、性の 構成要素の組み合わせは多様であることから、性の在り方は虹のようなグラ デーションであると表現されており、虹色はLGBTQの象徴となっています。 本市は、一人一人の多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会の実 現を目指しています。



◇Allyとは

LGBTQについて理解や支援の意思を持つ人をAllyといいます。当事者でなくても、性の在り方の 多様性に関する書籍や映像作品に触れて理解を深めたり、虹色のグッズを身に着けることでLGBTQ についての理解や支援の意思を示し、性の在り方の多様性を尊重する社会の実現の一歩となります。

◇カミングアウトとアウティング

『カミングアウト』とは、自分の性的指向や性自認について、自らの意思 で他者に伝えることです。これは『公に広く』公表するという意味ではあり ません。勇気のある大変重みのある決断ですので、相談を受けた人は本人の 了承なしに第三者に絶対に伝えないでください。

一方で『アウティング』とは、打ち明けられた人が当事者の了承なしに周 囲に暴露することをいいます。アウティングは、悪意の有無や知識不足など の理由を問わず、当事者の心を深く傷つけ、時には自殺に追い込む恐れのあ る行為なので、絶対にアウティングはしないでください。



周知・啓発について

市は、性的マイノリティーの当事者を講師に迎え、市民や職員へ啓発を行っています。 令和6年7月には『性の多様性理解促進セミナー』を開催し『さっぽろレインボープライ ド』副実行委員長の満島てる子さんを講師に迎え、市民向けに性の在り方の多様性やパート ナーシップ制度について講演いただきました。

令和6年8月には『登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』の導入に向け、 まずは市職員が性の多様性について理解を深めるため『ノンオペ・トランスジェンダー北海 道』会長の天井まりあさんを講師に迎え職員研修を行い、市民対応での心得などの理解を深 めました。また、同月に『多様な性に関する登別市職員ガイドライン』を作成し、窓口業務 を担当する職員向けの研修会を職場ごとに実施しています。



▲満島てる子さん



▲大井まりあさん

登別市ペートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度を創設します

市は、<mark>市民一人一人が人権を尊重し、</mark>互いに個性や多様性を認め合うことで、誰もが生きがいを感じて自分らしく暮らせる社会の実現を目指しています。

多様な性の在り方が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現する一つの手段として、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を創設します。

問い合わせ・LGBTQに関する相談窓口

市民協働グループ (185 2 1 3 9、E-mail: simin danjyo@city.noboribetsu.lg.jp)

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、双方か一方が性的マイノリティーである2人がパートナーの関係にあることを自治体に宣誓し、自治体がこの宣誓に対し、宣誓書受領証や受領証カードを交付するものです。

本市では、パートナーシップ宣誓制度にパートナーの子や親も家族として証明する『ファミリーシップ』 を併せた『登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』を4月から導入します。

この制度に法的効力はありませんが、これまで受けることができなかった行政サービスなどが一部利用できるようになります。

宣誓することができる人

パートナーの関係にある2人は、次の全ての項目を満たしている必要があります。

- ①双方が共に成年に達していること
- ②双方か一方が市内に住所を有することまたは双方か一方が宣誓の日から、おおむね3カ月以内に他市区町村から本市への転入を予定していること
- ③双方に配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の 関係にある者を含む)がおらず、当該パートナーシップ宣誓に係る 相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ④双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族または直系姻族)の関係でないこと(養子縁組によって近親者となった場合を除く)

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード 本人 年月日生 型別市バートナーシップ・ファミリーシップ直響の取扱いに関する 要属に基づき、パートナーション・ファミリーシップの宣響をされ たことを証します。 第 9 年月日 型別市長 印 この受領証カードの提示を受けられた方へ この受領証カードは、互いを人生のパートナーや破壊として目前の生活にお いて相互に振力し合うことを関連が



▲宣誓書受領証カード (上:表面、下:裏面)

宣誓の手続き

- ①事前に市に連絡して日程を調整
- ②必要書類をそろえて宣誓書などを提出
- ③パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証と同受領証カードを交付

手続きに必要な書類

●パートナーシップ

住民票の写し、戸籍謄本または独身証明書、本人確認書類

●ファミリーシップ

戸籍謄本または独身証明書、生計が同一であることを確認で きる書類、同意書

制度へのご理解・ご協力をお願いします

受領証の提示を受けた方や民間事業者などにおいては、宣誓した方が婚姻している方と同じサービスや対応が受けられるよう、制度へのご理解・ご協力をお願いします。

また、パートナーであることを証明するため、受領証カードなどの提示を受けた場合、本人の了承なく知り得た情報を他者に伝えること(アウティング)は絶対に行わないよう十分注意してください。